「保険者努力支援制度」を学ぶ

国民健康保険事務担当者研修会

国民健康保険事務担当者研修会（京都府、本会主催）が９月６日、京都市上京区のルビノ京都堀川で開かれ、22 保険者、７保健所などから 80 人が参加した。

京都府医療保険政策課の丸毛信樹課長が「研修会は国民健康保険の現状と将来に対する認識を深め、適正な事業運営に資するためにさまざまなテーマに重点をおいて実施してきました。今年度は保険者努力支援制度を取り上げます。４保険者から事例報告をいただきますが、こうした取り組みが府民一人一人の健康増進、健康寿命の延伸につながることを期待しています。保健事業は保健担当部署との連携なしには成り立ちませんので、今年度も保健事業担当者様にもご参加いただいております。今後とも連携を強化して取り組んでいただきますようお願いいたします」と挨拶した。

研修会ではまず、府医療保険政策課副課長の小野真一氏が「保険者努力支援制度に関する府全体の傾向・課題について」と題し講演した。平成 30 年度から本格実施された保険者努力支援制度（市町村は 28 年度から前倒し実施）についての趣旨や、制度の評価指標、算定方法、さらには評価指標の配点など 30 年度と 31 年度との変更点について説明があった。

この後、向日市（地域包括ケア）、亀岡市（糖尿病重症化予防）、京田辺市（特定健診受診率向上）、福知山市（個人へのインセンティブ提供）の４保険者の担当者から事例紹介があり、具体的な取り組みの内容や課題などについて報告があった。また、府からは「重複・多剤投与者・後発医薬品の促進における市町村の取り組みについて」の紹介があった。続いて、参加者は事例報告の５つのテーマに分かれ、４保険者や府の担当者らがアドバイザーとなり支援制度の効果的な取り組みなどについて意見交換していた。

本会の大神文広事務局長が「保険者努力支援制度につきましては、来年度から後発医薬品の使用割合や重複・多剤投与者に対する取り組みなど配点の見直しが行われ、保険者における医療費適正化に向けた取り組みに、一層のインセンティブ強化が図られることとなっています。本会といたしましても、保健事業に対して、効率的・効果的な事業の実施ができますよう、さらなる保険者支援に努めてまいります」と閉会の挨拶をした。